

岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業 <仕様書>

1. 契約業務名 岸和田市立幼稚園デリバリー弁当委託事業

2. 業務目的

園児の食育を進めるとともに、保護者のニーズに応えるため、岸和田市立幼稚園に在籍する3・4・5歳の保護者からの注文を受け、各園へ週2回、弁当を配達する。

3. 契約期間等

(1) 契約期間

- ・ 契約締結日 から 令和9年3月31日まで

(2) 業務履行日

- ・ 4、5歳児は、令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)のうち、祝日、幼稚園の長期休業日・各園の休業日等を除く火曜日と金曜日
- ・ 3歳児は、令和8年5月1日(金)から令和9年3月31日(水)のうち、祝日、幼稚園の長期休業日・各園の休業日等を除く火曜日と金曜日

4. 履行場所

- ・ 岸和田市立幼稚園 17園

※令和7年9月現在

	名称	所在地
1	岸城幼稚園	岸城町1-21
2	浜幼稚園	中之浜町7-1
3	朝陽幼稚園	上野町西1-28
4	修斎幼稚園	土生滝町1310
5	東葛城幼稚園	河合町1874-1
6	大宮幼稚園	宮前町7-1
7	城北幼稚園	吉井町1丁目17-13
8	新条幼稚園	荒木町2丁目4-33
9	八木北幼稚園	下池田町3丁目6-5
10	八木幼稚園	大町3丁目21-10
11	八木南幼稚園	小松里町1148-1
12	光明幼稚園	尾生町528-1
13	常盤幼稚園	下松町4丁目6-1
14	山直北幼稚園	田治米町468
15	城東幼稚園	三田町161
16	山直南幼稚園	稻葉町20

17	山滝幼稚園	内畠町 1041
----	-------	----------

※ 岸和田市立幼稚園全20園のうち、学校給食実施園の天神山幼稚園と令和8年3月末に閉園予定の大芝幼稚園・春木幼稚園を除く。

※ 山滝幼稚園は令和7年度中は休園。令和8年度は再開するかは現時点では未定。

【参考】令和7年9月1日現在の岸和田市立幼稚園在籍園児数 545名

5. 業務方針(応募要件)

(1) 提供・配送に関すること

- ① 学校給食衛生管理基準(文部科学省)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)等に基づき、園児に安全な食事を提供できること
- ② 就学前施設に弁当配達を実施した実績があること
- ③ 岸和田市内または、近隣(目安として配送先まで1時間以内)に事業所を有すること
- ④ 岸和田市立幼稚園の全ての園に対し、弁当を届けることができる
- ⑤ 岸和田市立幼稚園に在籍する園児のうち希望するものに、弁当を届けることができる
- ⑥ 岸和田市内の各幼稚園の指定された場所(基本は職員室)へ、事業者の責任において午前11時15分までに弁当を配達できること
- ⑦ 前月までに保護者に献立を示すことができること
- ⑧ 検食分として配達園ごとに1食分を無償で提供できること

(2) アレルギーに関すること

- ① 食物アレルギー除去食(アレルギー対応代替弁当)の提供ができること
- ② 誤食を防ぐため、アレルギー対応代替弁当に対して、そのアレルギー対応代替弁当の容器に、対象園児の名前を明記すること
- ③ 保護者が園児のアレルゲンの有無を確認するため、全ての原材料名を全献立において申込前月までに示すこと
- ④ 保護者が園児のアレルゲンの有無を確認するため、全ての加工品について、その成分表(原材料表示)を申込前月までに示すこと

(3) 支払いに関すること

- ① 請求は、各園へ各月ごとに示すことができること
- ② 利用者からは前払いで現金徴収するため、事業者への支払いも現金(小銭)での支払いになることを了承できること。
- ③ 事業者が各幼稚園で、毎月集金することが可能であること
- ④ 年度途中での価格変更は行わないこと

(4) 契約更新について

重篤な事故や問題がない場合は、岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員全員の承認を得たうえで、年度ごとに契約を更新する。ただし契約が更新された場合も最長は3年とし、再度、委託業者をプロポーザル方式で選出する。

6. 業務方針を踏まえて行うこと

(1) 調理

- ① 品質の良い食材料を調達し、調理を行い、デリバリー用の容器に盛り付ける。
- ② デリバリー昼食は、栄養所要量に配慮し、主食と副食で構成された日替わりメニューとする。

(2) 配送

- ① 調理したデリバリー昼食は、配送車にて衛生的かつ安全にかつ確実に指定時間までに幼稚園へ配達し、使用後のデリバリー弁当容器を回収すること。

(3) 受け渡し及び回収

- ① 幼稚園の指定場所で、デリバリー弁当容器の受け渡し、回収を速やかに行うこと。
- ② 幼稚園行事等により時間の変更が指定された場合は、幼稚園の指示に従うものとする。

(4) デリバリー弁当の申し込み

- ① 遅くとも利用前日までに、利用希望者への申し込みを可能とする。
- ② アレルギー対応食については当日の受付は行わないものとする。

(5) 献立作成及び配布

- ① 栄養士有資格者が、毎月間の献立を作成し、前月幼稚園に届けること。また園児の保護者がアレルゲンについて確認できるよう、すべての献立の原材料がわかるものを毎月添付すること。

(6) 食器具の洗浄、消毒、保管

- ① 使用したデリバリー弁当容器等は、洗浄・消毒した後、衛生的に保管すること。

(7) 残菜及び残飯処理

- ① デリバリー弁当に伴い発生したごみ・残菜等は速やかに全てを回収し、適切な方法で処理を行うこと。

(8) 施設・設備の衛生管理

- ① 施設・設備の衛生管理及び清掃、整理整頓を行うこと。また、定期的に消毒を行うこと。

(9) 代金の集金

- ① 代金の支払いは翌月払いとし、幼稚園にて集金を行うこと。

(10) その他

- ① 前各号に付帯するその他の必要業務を行うこと。

7. 衛生管理

(1) デリバリー昼食の調理、配達、保管及び受け渡し場所の清潔保持については、食品衛生、公衆衛生に関する法規等のほか、本市衛生管理基準に従って衛生管理を行うものとする。

- (2) 受託者は、従業員の健康診断及び検便を定期的に実施し、また、定期的に安全・衛生研修を実施するなど、従業員に対し安全・衛生面の教育を行うものとする。

8. 損害賠償

- (1) 受託者は、デリバリー弁当への異物混入、デリバリー弁当を原因とする食中毒、アレルギー対応食を原因とするアレルギー発症等の事故が発生した場合には、直ちに関係機関（事故発生の幼稚園、幼稚園長）に連絡するとともに、関係機関の指示を受け、自己の責任において事故の処理を行うこと。（この場合、該当園の園長は、幼稚園長会長及び教育委員会にも報告する。）
- (2) 受託者は本事業の実施において、幼稚園又は第三者に損害を与えたときは、幼稚園の責めに帰する事由による場合のほか、受託者の責任において処理すること。
- (3) 天災・感染症その他の不可抗力による損害については、双方協議のうえ決定するものとする。

9. 見積書

見積書上限額は、主食付き副食弁当1食あたり税込 400円（配送費等その他の一切の費用を含む）とし、上限金額を超える場合は失格とする。

10. その他

- (1) 受託者は、契約締結後、業務責任者を定め、岸和田市立幼稚園デリバリー弁当推進委員会会長に届け出ること。また、業務責任者が変更になったときも同様とする。
- (2) デリバリー弁当推進委員会、または幼稚園から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取り、その改善対策を速やかに実行すること。
- (3) 契約書や仕様書に定めないものや、その他の業務の実施について問題点が見つかった場合は、その都度、デリバリー弁当推進委員会と協議することとする。